

第 1014 回 高知市教育委員会 3 月臨時会 議事録

- 1 開催日 平成 20 年 3 月 19 日（水）
- 2 委員長開会宣言
- 3 議事 日程第 1 会議録署名委員の指名について
日程第 2 市教委第 9 号 平成 20 年 4 月 1 日付事務局等職員の人事異動について
日程第 3 市教委第 10 号 高知市文化財指定の諮問について
- 4 委員長閉会宣言
- 5 出席者
 - (1) 委員 1 番委員 澤 田 智 恵
2 番委員 溝 淵 悦 子
3 番委員 西 山 彰 一
4 番委員 田 中 十 糸 子
5 番委員 吉 川 明 男
 - (2) 事務局 教育次長 舩 田 郁 男
小笠原 哲 司
総務課長 弘 田 充 秋
生涯学習課長 成 岡 和 俊
総務課長補佐 山 本 正 篤
総務課総務係長 藤 原 哲
生涯学習課指導主事 梶 原 瑞 司
総務課総務係主査 岡 宗 裕 美

1 平成 20 年 3 月 19 日(水) 17:30 ~ 18:02 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

澤田委員長 ただ今から、第 1014 回高知市教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。
初めに「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は吉川教育長さん、お願いいたします。
それでは、議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 9 号「平成 20 年 4 月 1 日付事務局等職員の人事異動について」を議題といたします。この案件は、人事案件のため秘密会といたします。事務局の説明をお願いします。
(この案件は、高知市教育委員会会議規則第 10 条の規定に基づき秘密会とし、同規則第 13 条第 4 項の規定に基づき会議録に記載しない。)

澤田委員長 それでは、秘密会を解きます。
次に、日程第 3 市教委第 10 号「高知市文化財指定の諮問について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長 新堀川に広がります石垣と船着場であった階段状護岸、これを雁木と申しますが、これを高知市の文化財として指定してほしい旨の要望がございましたので、その取扱いについて教育委員会の意思決定を仰ぎたいものでございます。
高知市文化財保護条例におきましては、第 3 条で「教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない」と規定されております。
また、第 4 条第 1 項におきまして、「教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財のうち重要なものを高知市保護有形文化財に指定することができる」と規定しておりまして、同条第 3 項におきまして、「第 1 項の規定による指定をする場合には、教育委員会は、あらかじめ、第 47 条に規定する高知市文化財保護審議会の意見を聴かなければならない」とございます。
したがいまして、高知市の文化財に指定するため、高知市文化財保護審議会に諮問するか否かのご審議を賜るものです。
それでは、事前にお配りしました資料に基づきご説明をいたします。
まず 3 月 5 日に、吉川教育長に、階段状護岸の文化財指定の要望がございましたので、それにつきましてのご説明です。
まず、要望理由でございます。
追手前小学校と新堀小学校の統合により、近い将来、中心市街地のセンター的存在で、教育行政の顔となる新堀小学校周辺の環境整備として新堀川と護岸について、文化財として整備保存が重要である。
次に、新堀小校区には、偉人の顕彰碑はたくさん存在しているものの、本物の遺跡が失われている。九反田の雁木を復元して、周囲の石垣とともに砂岩や石灰岩で作られた本物の生活遺産をその場所に、その形状のまま将来世代に伝えたい。
次に、新堀川の干潟地に育つ藻の群生は、稚魚や小さいかきの保育場となっており、稀少生物などの水産資源の育成に欠いてはならない重要な場所である。
最後に、文化財は市民の財産であり、保存のあり方についてごく少数の住民の意向で決めてはならず、広い視野と識別能力のある審議会での調査をもって評価

をしてほしい。

ということでございまして、正式な文化財としての指定と保存を要望するとの要望書をいただいております。

お手許の資料の中に、それでは現状の雁木の、3月12日に撮りました写真をご覧いただきたいと思いますが、これの一番左でございまして、雁木から江ノ口川を見た写真でございまして、橋にグリーンビニールがかかっておりまして、これが橋になりますが、その橋から逆にかるぼーとのほうに向かって撮ったものでございまして、雁木の全貌ということで、そこから見た状況が、上から三つ目の写真でございまして、右側に移りまして、雁木の石段部分、これが史跡指定になるかどうかというところでございまして。

その右の下のほうでございまして、これが橋の上から雁木の方向を見たものでございまして。このところはまだ水がありますが、この橋から逆に江ノ口川を見たときに、すでに杭と鉄柱が打ち込まれ、あとは暗渠を載せる状況になっておる次第です。

溝淵委員 この橋は、何という橋ですか。

生涯学習課長 大正橋です。

溝淵委員 はい、わかりました。

生涯学習課長 続きまして、この雁木を12月1日から県の文化財課が調査をいたしまして、その見解が県の文化財課のほうから出ましたのでご紹介いたします。

まず、新堀川雁木の建築時期は、下部構造と改修等の資料を得るために行われた試掘調査の結果、昭和の段階で改修されており、江戸期に行われた構築物は残っていない。江戸期の下部基礎技工の痕跡を確認できないことから、現段階では、史跡や市有地の埋蔵文化財包蔵地として文化財保護法での法的位置付けは困難である、という見解が出ております。

また、雁木を視察した高知城の石垣部会委員の方は、雁木が護岸に構築されている性格上、改修が行われるのは当然であり、江戸期から改修されながらも現在まで残っているところに文化的な意味がある、としております。その結果、雁木について法的な位置付けはないが、地域の宝であり、地域文化財として地域で活用するのであれば、地域主体での維持管理が重要である、との見解が出されております。

なお、雁木の保存方法につきましては、主に現状保存、埋設保存、移設保存等がありますけれども、これらは地元の意向を尊重いたしたい、との見解が出されております。

それでは、雁木の文化財としての意味合いでございまして、資料3の新堀川の雁木という資料を見ていただけますか。梶原から説明させます。

梶原指導主事 新堀川の雁木につきまして、簡単にまとめさせていただいておりますが、雁木という言葉は、雁が飛んでいく様子のようなギザギザの形をしたものであることからきておりますけれども、船着場の棧橋についても、このようなものであるということでございまして。

高知の城下町に船で物資を運ぶときに堀が作られまして、そこで多くの船が行き来し、物が運搬された名残であります。現在では、トラック輸送が主になり、運河の大半は埋め立てられまして、現在ではかるぼーと北側あるいはこの新堀地区にその名残をとどめるに過ぎないようになっています。

それでこの新堀川の雁木ですが、かつては江ノ口川と鏡川を南北に結んでいました横堀というのが本来使われていた名前でございます。実際の新堀というのは、現在の新堀小学校の運動場の下に埋もれておりまして、歴史的には横堀というのが正しい名前です。

それで、その横堀を通っていた荷揚場が昔はいくつかあったと思いますが、現在残っているのはここだけではないかと言われておりまして、形状からして江戸時代に作られたものではないだろうかということで、県の近代化遺産の本の中でも触れられております。

ただ、実際のところ、文献、資料や古地図などで確かめてみますと、雁木が載せられている資料はございませんで、昭和4年になって作られた地図の中で初めてこれが出てきます。そういうことで、古いものではないかと言われていたけれども、実際のところは分からないというのが実情であるということです。

それが今回、都市計画道路県道はりまや町一宮線で道路建設が新堀川にふたをする形で行われるということになりまして、この雁木部分が歩道の下になってしまうということがありましたので、その前に埋蔵文化財としての可能性がありえるのではないかとということで県の文化財課のほうで調査しました。その内容につきまして、右のほうの写真にありますように、正面のところにあります土を除けまして、それで乗っている雁木の石段を丁寧に外しまして、下にひょっと古い遺物、新しい物がなくて江戸時代の物だけが埋まっていれば、これは江戸時代につくられたということが分かるわけですが、南端部分の試掘調査をやりましたところ、ここに出ておりますようにタイルですとか、針金ですとか、ガラス瓶といった昭和時代のものが石段の下から出てきたわけです。

石段の位置から新しい物が出てきたということは、すなわちこの石段が築かれたのは江戸時代のままではない、昭和時代に築かれたものであるということが明らかになりまして、埋蔵文化財包蔵地、史跡としての位置付けは、難しいということが県のほうで判断されたわけです。

ただし、先ほどの課長からの話にありましたが、石垣の研究を長年なさっております北垣聡一郎先生のお話によりまして、石段が築かれたのは新しいものかもしれないけれど、石材の一つ一つを見ると江戸時代の工法を使った削り方をしている部分もあると。昭和の改修であるとしても現地に残っていることには、それなりの歴史的価値はあるだろうと。地域として守り育てていく遺産、地域遺産という言い方がされますけど、そういったものとしてはどうだろうか、というご意見もあるようです。

そういうことで、新堀川の雁木につきましては、今の時点では江戸時代の物であるというには十分な証拠がないということになります。証拠というか、はっきりとした根拠がないことには、江戸時代の堀に関する遺構というふうに位置付けて、行政が史跡として指定して保存の対象とすることは、非常に困難であるということになっています。

生涯学習課長

それでは、高知県都市計画道路の整備の方針について現段階での状況をお知らせいたします。

まず、4車線道路については、新堀小学校の前の桜井橋のところまで、ナンバーの9及び10までを4車線にするということで現在のところ進んでおります。この桜井橋の部分までを21年度末に完成する予定で工事着工しております。現在におきましては、指定の要望になっております雁木部分についてどうするかということで地元住民の方のアンケートを取りまして、現状保存でいくのか、またはこれを埋設保存、すなわち横断歩道の下に土を入れて埋めるか、または雁木を

よそに移転するのかという3つの案がございますが、これにつきまして3月末までにどういう工法でいくのかということを決めたいということになっております。

多分、移設保存はなからうということで、現状の段階では、埋設保存なのか、姿の見える形でいくのか、どちらかの方法になるのではないかと情報を得ております。その中で、工事が21年度末に完成することを目指してということになっております。

澤田委員長 それでは、この件につきましてご意見等をお願いします。

溝淵委員 県にも高知市と同じような文言の文化財保護条例があるんですね。それには当たらないけれども、地域文化財とするのであれば、という話があったということですが、この地域文化財というのは、どんな規定に基づいてのものなのですか。

生涯学習課長 法的に定める文化財の規定ではなくてですね、地域の方たちが文化財的な意味合いがあるということで、自分たちで保護し、それを自分たちで守り育てていくということなんです。

溝淵委員 じゃあ、何か条例があって、それに則っての指定ではないわけですね。

生涯学習課長 はい、そうです。

西山委員 実際にわたしもここを歩きますが、確かに昔の懐かしい風情があるというのは感じられるのですが、それが文化財として重要なのであれば、もっと以前からそういう話題があってしかるべきではないかな、と思うのですね。だから、この時期になって地域が、文化財になるということを要望するのは、少し無理があるような気がしてなりません。それと調査の結果、文化財としての価値が立証されたものではないと、それで文化財としての指定がされるのは、何か無理があるように思います。ただ、景観として見たときには、なかなか風情があっていいものだと思うのですが、それでいいですと久万川も鏡川も、昔の石垣があったらいいなあというのと同じような論点になると思うので、景観と文化財というのはやっぱり違うんだろうというのがわたしの印象ですね。

ですから、文化財にするのであれば、もっと以前にあの場所が指定され、何らかの形で記録があってしかるべきではないかなと思います。

澤田委員長 今の意見について、事務局はいかがでしょうか。

梶原指導主事 かつての運河の跡ということはあるんですけれども、周りが完全に近代化してしまっていて、はたして地元でそういう思いがあるのかどうかということが、まだまだはっきりしていないわけですが、ああいう水路、運河とか船着場を保存しているところとしては、福岡の柳川ですとか、滋賀の近江八幡といったところがあるんですけれども、それはやっぱり地域の方たちが実際に風景を愛して、実際にそれをきれいに残して残していこうという機運が非常に高まって、現在に見られるような水郷の風景が残っているということがいえると思います。

新堀川については、これまでそういった動きがあるとは聞いておりませんが、最近になって出たお話なので、我々も十分な資料がなかったのですが、対

応もちょっと困っておるようなところがあるわけです。

- 教育長 直接関係はないんですけども、わたしのところにおいでになって、この川に希少動物が相当数生息しておるということで、写真を置いていかれたのでわたしも見たんですけども、文化財の指定のことから離れたときには、そういう意味での価値というのは、自然保護の観点からはあるという印象は持ちました。雁木についての歴史的な検証がこれからはなされるのかもしれませんが、価値があるという確たる歴史的根拠が出てこない状況で、市が文化財の指定するための諮問をするというのは無理があるというのは、ここは申し訳ないですけども、そういう印象は持っております。
- 溝淵委員 先ほど、高知市の文化財保護条例第2条のうちの何に当たるのか。当たるとした、埋蔵文化財とおっしゃったけれども、第1項の建造物に当たるのですよね、当たるとすれば。
- 梶原指導主事 史跡ではないかと思えます。
- 溝淵委員 史跡の方なんですか。それは第4項の記念物ですか。
- 梶原指導主事 そうですね、こちらの方になると思えます。
- 溝淵委員 第4項の「その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの…」という方に入るわけですか。
- 梶原指導主事 国の法律でいったら、史跡、名勝、天然記念物ということになると思えます。
- 溝淵委員 記念物の方になるんですか、有形文化財ではなくて。
- 梶原指導主事 はい、そうなると思えます。
- 教育長 第2条の第4項になるということですが、ここのポイントは「遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの」かどうかということがポイントになると思えます。
- 溝淵委員 今のままじゃ、これについても資料が不足しているという感じですかね。
- 澤田委員長 文化財の指定の資料の中にありましたね。ほかにはありませんでしょうか。
- 田中委員 史跡の指定は、難しいと思うんですけども、歴史を見ていたら平成13年4月のワークショップで、保存するというのがすでに出ていますよね。わたしあまり詳しくないんですけど、読ませてもらって今になっての話ではなくて、7年前に出来上がっていた感じですね。
- 梶原指導主事 パンフレットの中では、桜井の跡が高知市の史跡になっております。土佐の近世の城下町の中では、おそらく初めて本格的なきれいな水の井戸を掘った跡ということで、この桜井が史跡になっております。これは歴史的にきちんとした資料があって、史跡になっております。

- 教育長 桜井跡というのは、これがそうですか。
- 梶原指導主事 はい、そうです。
史跡としては、高知市の歴史の中で重要な位置づけがなされている場所ですとか、活躍された方のゆかりの場所が指定になっております
それと、今年新たに指定されたのが、九反田の開成館跡ということになります
が。これは平成 19 年度初めですのでパンフレットには載っておりませんが、ここが新たに加わりました。
- 教育長 開成館跡は、必ず産業遺産に応募するように。今年もあるようなので。これを抜からないようにしないと我々の対応としてはみっともないので。
- 溝淵委員 県の試掘調査でも、これくらいの見解しか出てこないとすれば、史跡に指定するというのは難しいという感じがするけれども。資料を見て判断するのかというところが...
- 澤田委員長 今の質問ですが、史跡指定の条件というのをお話しいただけませんか。
- 梶原指導主事 条件というのは、一定の歴史的な根拠というものが必要になると思います。いろいろな事件なんかが起きたときもそうですけれども、史跡指定の場合、歴史的な裏付けがないと、あとで新しいものであるとわかったら大変なことになるということがありますので、歴史的な文献資料ですね、古い文書に書いてあるとか、石垣に記されているとか、江戸時代の地図に書かれているとか、雁木の石段に何年とかが刻まれているとかですね、そんな字があるとかといった証拠ですね。それと先ほどいわれましたように、県の文化財課がやったように、発掘調査なんかで考古学的に見ていくとか。わたしどもも石垣なんかを調査することがあるのですけれども、出てきた遺物の中で一番新しいものがそのものの時代になるのです。古いものが流れ込んできたり、長く持っていたものが後になって入り込むことがありますので、古いものが出てきたからといって、全部が古いとは限りません。その中にある一番新しいものがそのものの時代ということになります。結局、ここからは昭和時代の遺物が出てきておりますので、この雁木の時代は昭和時代と言わざるを得ないと思います。
- 澤田委員長 昭和に関しても、何か戦後ぐらいというのがありましたね。実際にはどういうものを発掘したのはわかりませんが、釘とか...
- 梶原指導主事 釘とか針金とかなんかが混じっていました。江戸時代のギアマンとは違いました。それから基礎の土ですけれども、発掘担当者に聞きましたところ非常に弱いということ。荷揚げとしてきちんとした、大きな重いものを荷揚げするには、非常に基礎が脆弱であるので、荷揚げとして長く使われていたとは考えにくいという状態であったと言われました。
- 澤田委員長 事務局の説明の中にあっただと思うのですけれども、その保存方法については、どこまでも地元の方々の意見を尊重するというをおっしゃっていましたが、そういうのを早急に持つという予定でしょうか。
- 生涯学習課長 県の都市計画課が、すでにアンケートをとってありまして、この3月末に現地

保存なのか、開放して見せるのか、移設保存するのかなの結論が出るようです。

西山委員 元に戻りますけれども、文化財の指定ですとか、対象になるものであればもっと以前から話題になっていると思うのですね。それがにわかに話題になるというのはどうも釈然としない。確かに、大変なものが発見されたということで話題になるというのはあるとは思いますが、現段階での調査の結果、昭和の時代のものが発掘されたということをおいれたんですが、ちょっとこれを教育委員会がというのは...

澤田委員長 繰り返しになるのですが、事務局のほうはそれについて付け加えとかはありませんか。わたしどもも、新聞記事ですとか、そういうものでこのニュースを知ることが多かったようなのですけど。

生涯学習課長 雁木につきましては、現在、保存方法につきましては、埋めるにしろ、見える道にするにしろ、現実に残っていくわけですので、将来、石垣が江戸時代のものであるということが証明されれば、またその時点で指定されるということになるかもしれません。

澤田委員長 まあ、大切にされていることは意味のあることだと思いますね。

溝渕委員 北垣先生の意見とか見解があるわけではないのですか。

生涯学習課長 ございませぬ。先生からは、ご覧になってご自分の今までの経験といったことの中で江戸時代のものではなからうかというものでございませぬ。

溝渕委員 報告書とかを出されているわけではないのですね。

澤田委員長 取材の中でお答えになられている場面がございましたか。

生涯学習課長 そういうふうに聞いております。

澤田委員長 ほかにございませぬでしょうか。

溝渕委員 きょうの議題としては、文化財としての指定が適当かどうかを決めるのですか。

教育長 諮問するかどうかですね。

溝渕委員 諮問は、決めたときにあとの活用とか、保存の仕方とかを審議会に諮問するわけでしょう。

教育長 指定するかどうかを文化財保護審議会に諮問をして、審議会ですらなる調査の結果、これを指定するという答申をもらうわけですね。その前段の、これが諮問する価値があるか、市の史跡指定として根拠があるものであるかどうかの論議をいただいております。

溝渕委員 じゃあ、保護審議会の任務のところ、「審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれら

の事項に関して教育委員会に建議する」となっているから、文化財の指定をするかどうかを審議会に求めるのではなくて、指定するかどうかは教育委員会で決めて、もし決めたら、文化財の保存と活用に関することは、審議会に諮りなさいという意味ではないのですか、これは。

生涯学習課長　まず、教育委員会の方で諮問するということは、まず教育委員会の方で文化財としての価値があるという認識があってですね、それが本当に文化財としての価値があるかどうかということ審議会の方で審議していただく。そこで、史跡としての価値があるとなれば指定ができますし、審議会のほうの答申で、それほどの価値はないのだよということになれば、通常は市として文化財としての決定はできません。こういう流れになっております。

教育長　専門家でなければ、わたしも教育委員では、能力とか見識がございませんので、そういう形をとっておるということです。

溝渕委員　ここは、指定について諮問しろとは書いてないですね。文化財の保存と活用に関する事項について審議してくださいと書いてある。だからあくまでも、教育委員会が指定するかどうかを集まった資料で判断するという意味なんじゃないでしょうか。指定するかどうかの諮問ですか。

生涯学習課長　指定するかどうかではなくて、文化財の指定という要望がございますので、教育委員会とすれば、まず、それが指定するだけの価値があるのかどうかということところがまずあるわけですね。その段階で、県の見解が史跡として、文化財としての価値がないという見解がありますので、事務局としては、指定することにはならないというふうに考えているところです。

澤田委員長　要は決するということですね。いずれにしても、審議会にいくまでに、本日のこの会で決するということですね。

生涯学習課長　おっしゃるとおり、わたしどもの諮問は、保護審議会に諮問するだけのものがあるかどうかをこの場で決めていただきたい。生涯学習課とすれば、県の見解もございますし、その必要はなかろうという見解を持っております。

澤田委員長　いろんなご意見をいただきましたけれども、この会の結論を出さなければいけないわけですが、今はその一点に絞ってなお、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

委員一同　「意見なし」

澤田委員長　よろしいでしょうか。それでは、各委員さんからご意見をいただきましたが、教育委員会としての意見を集約したいと思います。昨年12月に実施されました高知県の試掘調査の結果では、この雁木は昭和の構築物であり、石材は昭和以前の時代のものであるとの可能性はあるが、現時点ではそれを裏付ける証左がなく、史跡としての指定は困難であるとの見解が示されております。

このように県において「史跡指定は困難」との見解が出されていますので、当委員会で改めて試掘調査をして史跡指定するかどうかの判断をする必要はないように考えるところです。

そこでお諮りしたいと思います。市教委第 10 号の新堀川階段状護岸を高知市文化財に指定することについて高知市文化財保護審議会に諮問しないということで意見を集約したいと思います。いかがでしょうか。

委員一同 「異議なし」

澤田委員長 ご異議なしと認めます。よって、市教委第 10 号の新堀川階段状護岸を高知市文化財に指定することについて高知市文化財保護審議会に諮問しないことに決しました。

なお、当委員会は、この雁木について地域の愛着等も考慮して、県において十分な対応がなされることを心から願っております。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで本日の教育委員会を閉会いたします。